

泊発電所3号炉 ヒアリングコメント回答リスト

(第26条 原子炉制御室等)

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221222-26	1	比較表8ページ他) 有毒ガス全般に関して、敷地内固定源・可動源の有無及び可動源の現場対策の有無について先行プラントの状況も含めて整理し、泊としての記載を適正化して説明すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	敷地内固定源・可動源の有無及び可動源の現場対策の有無について、先行プラントの状況を表で整理し、相違理由を充実化した。また、本整理結果を踏まえ、泊は敷地内可動源については漏洩時の防護措置を取ることから、「また、固定源及び可動源の有毒ガス防護に係る影響評価に用いる貯蔵量等は、現場の状況を踏まえ評価条件を設定する。」の構文から「及び可動源」の記載を削除した。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-8～13, 27, 34～36等	
				回答済	R5.2.22 ヒアリング	敷地内固定源・可動源の有無等の詳細は、R5.2.22実施の有毒ガスのヒアリングにてご説明済。	第459回ヒアリング 資料1-2『泊発電所3号炉 中央制御室、緊急時対策所及び重大事故等対処上特に重要な操作を行う地点の有毒ガス防護について 比較表（有毒-9 r.3.0）』 P.有毒ガス防護比較表-6～7, 9, 12～13, 16	
221222-27	2	比較表8ページ他) BFの比較対象として伊方・東海第二を引用している部分を点線で明確に囲うなどの適正化を行うこと。また、女川を部分的に比較する場合、それ以外の部分は同じかどうか分かるように記載すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	BFの有毒ガスについて、伊方・東海第二を引用している部分を明確に示すため実線で囲うこととし、女川を部分的に比較していた箇所については、当該箇所を全て引用して記載した。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-8～13, 27, 34～36等	
221222-28	3	比較表9, 59ページ) 中央制御室空調設備に関して、本文中の記載と図面の記載の名称に相違があるので、適正化すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	第8.2.4図の名称を変更し本文中の記載と整合させた。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-64	
221222-29	4	比較表9ページ) 有毒ガスに燃焼ガスを含めるプラントは他にあるのか（定義しているのか、自明と解釈しているのか等）を確認の上、相違理由を充実すること。また先行審査実績として、記載の充実の観点から記載されているのであれば、記載の適正化をすること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	当該ページにおける中央制御室外の火災等により発生する燃焼ガスや有毒ガスに係る記載については、燃焼ガスを記載していないプラント（関西、柏崎）や、有毒ガスを記載していないプラント（島根、東海第二）があり、有毒ガスに燃焼ガスを含むことを明確に定義しているプラントはないことを確認した。 このため、各社の記載振りに違いはあるものの、記載の充実の観点から、燃焼ガスを追記することとした。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-10, 13, 20, 28, 39	
221222-30	5	比較表10ページ) 大飯は許可後にバックフィットで対応しているの、比較表に掲載している大飯の説明が最新（バックフィットを経た内容）であることがわかる相違理由を検討すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	以下の通り相違理由を見直し、最新の記載であることを粹で囲むことで明確化した。 【大飯】記載表現の相違 ・大飯は59条バックフィット前に設置許可を得ているため、バックフィット反映箇所（アニユラス空気浄化設備に係る記載をしている箇所）以外は最新の完本においても当時の59条の条文の表現（「重大事故」となっている。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-10	
221222-31	6	比較表15ページ) 可搬型照明設備の記載が続いている箇所について、誤解のない記載を検討し適正化すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	可搬型照明（SA）についての記載は、先行実績（大飯3, 4号炉）の記載を参考に記載を適正化した。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-15	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221222-32	7	比較表16ページ) アニュラス空気浄化ファンについて、A号機もSA設備であり電源等が健全な場合において使用する意図があるならばそのことをとりまとめた資料及び相違理由に記載すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	アニュラス空気浄化ファンについて、電源が健全な場合はA系も使用することをとりまとめた資料に記載し、相違理由と関連付けた。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.とりまとめた資料-4	
221222-33	8	比較表16ページ) 上記に関して、伊方が同様な（AとBを区別して記載する）説明を行っているのであれば、伊方の記載も比較表に示して説明すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	とりまとめた資料にアニュラス空気浄化設備に関する相違を表で掲載し、高浜、伊方との相違を整理した。また、59条まとめ資料の「リ。」の比較箇所において、高浜、伊方の記載も示した。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.とりまとめた資料-4	
221222-34	9	比較表36ページ) 公的機関から気象情報を入手できる設備の設置に関して、大飯の記載「雷雨、降雨予報、天気図、台風情報等」は泊も同様である上で女川と記載を合わせていること、また、テレビ、ラジオの設置も同様であれば大飯と差異がないことを相違理由に記載すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	ご指摘のとおり、泊は女川に合わせた記載としていますが大飯とも相違はありませんので、以下の旨を相違理由に追記しました。 「泊においても、公的機関からの雷雨、降雨予報、天気図、台風情報等を入手するために中央制御室にテレビ、ラジオを設置していることから、大飯と実質的な相違はない」	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-40	
221222-35	10	比較表 別添1-17) 地滑りがある島根は地滑りの範囲や写真を掲載していることから、同等の情報量の資料とすること。	R4.12.22	回答済	R5.5.9 ヒアリング	地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊の発生範囲を示す図（図2.1-6）を追加した。 また、地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊に対する設計方針を記載した。 当該範囲に設置されているモニタリングポストについては、地滑り、急傾斜地の崩壊の誘因となる地震の状況を公的機関等からの情報で監視するとともに、モニタリングポストからの異常警報にて機能喪失を検知することで、地滑り、急傾斜地の崩壊を把握し、代替設備による機能確保若しくは修復等の対応が可能であることから、構内監視カメラの設置は不要であると考えている。 このため、地滑り発生箇所の画像イメージは記載しないこととした。 [R5.2.21回答内容] <その他> 本件に関連してご発言のあった「島根でC(Ss)の構内監視カメラがあったと思うが」について、以下回答します。 ⇒島根2号炉の構内監視カメラのうち1台が耐震設計C(Ss機能維持)となっております。当該カメラはSA時に水源の監視用に供するため、26条と兼用で、56条設備(重大事故等の収束に必要な水の供給設備)としているため、そのような耐震設計としているとのことです。	第511回ヒアリング 資料8-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第26条 原子炉制御室等（DB26 r.9.0）』 p.26条-別添1-18,19 第511回ヒアリング 資料8-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.9.0）』 p.26-別添1-18,19	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221222-36	11	比較表別添1-15海水温度計ページ、まとめ別添1-15、17ページ) 構内監視カメラのうち可視光カメラは耐風速を36m/s (耐風圧仕様値60m/s)としているが、竜巻(想定100m/s)には耐えられないのであれば先行審査実績を確認し、適切な設計とすること。耐えられる設計としないのであれば、確認できる範囲等も異なるので、記載を適正化するとともに、妥当性を説明すること。その他の自然現象全般についても同様の確認をすること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	構内監視カメラ(可視光カメラ)の設計上考慮する風荷重を風速36m/sから100m/s(設計竜巻の最大風速)に変更します。 なお、この風荷重は、竜巻の風荷重によりカメラ架台が損傷しないよう、カメラ架台の耐震設計において考慮しているものです。 <補足> 構内監視カメラは、第6条の外部事象防護対象施設等の抽出フローから“その他施設”(※)に分類され、想定される自然現象等に対して修復にて機能確保する方針としております。 カメラ本体が損傷した場合は予備カメラに交換することで速やかに修復可能ですが、カメラ架台が損傷した場合は修復に時間を要するため、竜巻の風圧によりカメラ架台が損傷しないようカメラ架台の耐震設計において竜巻の風荷重を考慮しています。 ※…第6条において、“その他の施設”については、想定される自然現象(地震及び津波を除く)及び想定される人為事象に対して、機能を維持すること若しくは損傷を考慮して代替設備、修復等でその機能を確保する設計方針としている。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.6.0)』 p.26-別添1-15,17	
221222-37	12	比較表36ページ) b. 気象観測設備等の設置の記載, “津波及び高潮”について別添では“高潮”が記載されていないので記載の必要性を検討の上、必要であれば追記すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	取水ピット水位計及び潮位計にて、津波と高潮による海水水面水位変動を監視する設計としているため、当該項目の記載を以下のように適正化しました。 (旧)津波襲来時の海水水面水位変動を監視 (新)津波襲来時及び高潮発生時の海水水面水位変動を監視	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.6.0)』 p.26-別添1-13	
221222-38	13	比較表ページ 別添1-15) 図及び相違理由に記載した海水温度計について、基準上必要な設備を記載するのか、先行実績を確認の上記載内容を検討すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	『図2.1-2中央制御室から外の状況を把握する設備の配置 図』には基準適合上必要な設備(「発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握するために必要な設備)のみ記載することとし、以下のように適正化しました。 (削除)海水温度計 (追加)スクリーン水位差計	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r.6.0)』 p.26-別添1-15	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221222-39	14	比較表ページ 別添1-16) 照明機能は可視光カメラで使用する内容であるので、記載が重複しているため、記載を適正化すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	以下の通り記載内容を適正化しました。 なお、泊においては“可視光カメラ+照明機能”にて夜間監視する構内監視カメラを設けていることから、女川の記載と差別化した記載としています。 (旧) なお、可視光カメラによる監視が期待できない夜間の濃霧発生時や強雨時においては、赤外線カメラや照明機能による監視機能についても期待できない状況となることが考えられる。 (新) なお、可視光カメラ（照明機能を使用する場合も含む）による監視が期待できない夜間の濃霧発生時や強雨時においては、赤外線カメラによる監視機能についても期待できない状況となることが考えられる。 <参考：女川の記載> なお、可視光カメラによる監視が期待できない夜間の濃霧発生時や強雨時においては、赤外線カメラによる監視機能についても期待できない状況となることが考えられる。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-別添1-16	
221222-40	15	比較表ページ 別添2-43) 検定する際は、統計年も含めて同じ母集団を使うのが基本と考えられるので、1997年を検定年とするのであれば、最低でも1998年からの10年のデータで検定すること。また、比較的古いデータを使う場合の取り扱いについても整理し、適正化すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	統計年が同じ母集団となるよう統計年を1998年～2007年に選定し検定を行った。また、泊の気象データは比較的古いことを考慮し、付近の気象官署についても検定を行い、データの拡充を行った。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-別添2-43～57	
221222-41	16	比較表ページ 別添1-127) 用語「閉回路循環運転」について、SAでは「事故時閉回路循環運転モード」としている。同じものであれば統一すること。（閉回路循環運転に統一する）	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	「閉回路循環運転」に統一を行った。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26条-別添1-34 他	
221222-42	17	比較表ページ 津波監視カメラの追而箇所) 追而とせず、現在の方針を記載すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	追而を解消し現在の方針を記載しました。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-別添1-15,17,19	
221222-43	18	まとめ26条-31ページ) 加湿器、蒸気加熱コイルが流路として成立するのか（構造が流路の抵抗にならないか）確認し、補足資料として説明すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	・加湿器、蒸気加熱コイル及び冷水冷却コイルの構造は、中央制御室空調装置内の流路抵抗として設計段階より考慮していることから、通常運転、閉回路循環運転及び外気取入れ運転時において中央制御室空調装置の機能を阻害せず、流路として成立することを確認した。 ・概略図を記載した補足資料を追加した。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-別添1-40	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221222-44	19	比較表26-別添1-11ページ) 山側の構内監視カメラの基準適合上の位置付けを整理して説明すること	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	山側（開閉所遮風建屋上）以外に設置している構内監視カメラにて、想定される自然現象等の影響について発電所構内の状況を把握することは可能ですが、山側の構内監視カメラは高所（T.P.103m）に設置しており発電所構内の状況を俯瞰的に監視可能なことから、本カメラについても基準適合上必要な構内監視カメラに位置づけています。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-別添1-15,17,18	
221222-45	20	比較表26-別添1-12) 有効性評価のシナリオについては条文間で統一を図ること	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	シナリオ名称について、有効性評価との整合を行った。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-別添1-12	
221222-46	21	比較表ページ1-41) アニュラス空気浄化フィルタユニット用よう素除去効率において、相対湿度の記載も必要であれば記載すること	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	中央制御室非常用循環フィルタユニットにおいて女川実績を反映し相対湿度について記載していることから、アニュラス空気浄化フィルタユニットについても記載を行った。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-別添1-42	
221222-47	22	比較表ページ92) 比較表と本体資料で整合していない箇所があるため、確認し是正すること	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	比較表と本体資料で記載の不整合と誤記があったため、比較表（P26-別添1-95）及び本体資料（P26条-別添1-67）の記載を修正した。なお、修正内容は以下のとおりである。 【比較表】 （誤）可搬型照明（SA）は、脱衣c.チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について （正）d.チェンジングエリアでのクロスコンタミ防止について 【比較表】【本体資料】 （誤）（7）汚染の管理基準 （正）（8）汚染の管理基準	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-別添1-95	
221222-48	23	比較表26-別添1-92ページ) c.チェンジングエリアの記載は、本体資料ではd.チェンジングエリアとなっており不整合・・・本体資料が正しい項目番号・・・比較表を修正する	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	ID：221222-47と同様。	同上	
221222-49	24	比較表26-別添1-97ページ) 表のタイトルと3.3-5と文中の引用3.2-5が不整合なので、統一すること。	R4.12.22	回答済	R5.2.21 ヒアリング	比較表（P26-別添1-100）及び本体資料（P26条-別添1-70）の記載を修正した。なお、修正内容は以下のとおりである。 【比較表】 （誤）可搬型照明（SA）は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために表3.2-5に示す数量及び仕様とする。 （正）可搬型照明（SA）は、脱衣、汚染検査、除染時に必要な照度を確保するために表3.2-7に示す数量及び仕様とする。 （誤）表3.3-5 チェンジングエリアの可搬型照明（SA） （正）表3.2-7 チェンジングエリアの可搬型照明（SA）	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r.6.0）』 p.26-別添1-100	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
221222-50	25	比較表26-別添1-128ページ) 文中の記載は第1表, 表名は表1となっているので修正すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 2. 21 ヒアリング	表名称が文中と一致するよう修正した。	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 6. 0)』 p. 26-別添1-131	
221222-51	26	比較表26-別添1-133ページ) 全角半角が入り乱れているので適正化すること。	R4. 12. 22	回答済	R5. 2. 21 ヒアリング	全角半角混在箇所について適正化した。(項目番号, 数字及び単位)	第458回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 6. 0)』 p. 26-別添1-133~137	
230221-02	27	比較表 26-別添1-17) 監視カメラの積雪荷重について150cmとなっているが, 運用上, 150cmにならないような管理を行うのか整理して, 説明すること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	6条(自然現象)にて設計基準積雪量の条件設定を【150cm】から【189cm】に見直したことを踏まえ, 津波監視カメラと構内監視カメラの“設計上考慮する積雪荷重”を189cmに見直した。	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r. 7. 0)』 p. 26条-別添1-15 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 7. 0)』 p. 26-別添1-17	
230221-03	28	まとめ26条-別添1-17) 監視カメラで1/2号の裏の31m盤が監視できないことになっている。当該場所について, 想定される自然現象に対して監視しなくても問題ない理由を説明すること。先行でも全範囲を確認出来ない場合であっても代替検知可能という場合もあるので, 先行実績を確認すること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	構内監視カメラの画角範囲外となっていた1,2号炉周辺について, 新たに2台の構内監視カメラ増設し, 画角範囲内に収めることとした。 <増設箇所> ・1/2号炉の背後法面 ・1号炉原子炉建屋壁面	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r. 7. 0)』 p. 26条-別添1-17 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 7. 0)』 p. 26-別添1-18	
230221-04	29	コメント回答リストNo. 13) スクリーン水位差計を26条の基準適合上必要な設備として位置付けるのか, 先行実績及び設備の位置付けを踏まえ説明すること。また, 比較表26-別添1-15の図では外の状況を把握する設備として, スクリーン水位差計を記載していることについて妥当なのか確認の上説明すること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	スクリーン水位差計は除塵設備の自動起動を主目的に施設したものであること, 取水ピット水位計は津波発生時の原子炉補機冷却海水ポンプの取水性の把握を主目的に施設したものであること, を踏まえ, 生物学的事象によるプラントへの影響(海生物襲来による取水口閉塞状況(取水性))を把握するために必要な設備として取水ピット水位計のみをエントリーする。	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r. 7. 0)』 p. 26条-別添1-11, 12, 20, 22 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 7. 0)』 p. 26-別添1-14, 15, 20, 22	

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230221-08	30	比較表26-40) 電話, FAX, PC等について, どの情報をどの端末で確認(収集)しているか, 補足説明資料を作成し説明すること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	電話, FAX, PC等についてどの情報をどの端末で確認(収集)しているか整理し, 補足情報を別添1の図2. 1-1に追記した。	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r. 7. 0)』 p. 26条-別添1-11 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 7. 0)』 p. 26-別添1-14	
230221-11	31	比較表26-66) (2) b. の取水ピット水位計及び潮位計で「高潮」を確認しているのであれば, 設置目的としてその旨を記載すること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	2. 1(2)b. 項の津波監視設備について, 下記設置目的を追記した。 また, 津波襲来時及び高潮時の海面変動を把握するため, 津波監視設備として取水ピット水位計及び潮位計を設置する。	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r. 7. 0)』 p. 26条-35 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 7. 0)』 p. 26-67	
230221-12	32	PPT10ページ) 構内監視カメラは照明付きとなっているが, 昼と夜での監視(範囲)について説明を行うこと。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	コメント主旨を踏まえ, 可視光カメラ(照明機能付き)を可視光と赤外線デュアルカメラに変更する。	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r. 7. 0)』 p. 26条-別添1-14 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 7. 0)』 p. 26-別添1-16 資料6『泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第26条(原子炉制御室等) 技能1. 16/第59条』 p. 10	
230221-13	33	PPT10ページ) 適合方針として「昼夜に渡り監視できる」との記載を踏まえ, 構内監視カメラの内, 可視光カメラが津波等の外部状況を昼夜監視可能であること(妥当性)を説明すること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	コメント主旨を踏まえ, 可視光カメラ(照明機能付き)を可視光と赤外線デュアルカメラに変更する。	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 第26条 原子炉制御室等(DB26 r. 7. 0)』 p. 26条-別添1-14 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について(設計基準対象施設等) 比較表 第26条 原子炉制御室等(DB26-9 r. 7. 0)』 p. 26-別添1-16 資料6『泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第26条(原子炉制御室等) 技能1. 16/第59条』 p. 10	

*: 検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230221-16	34	比較表26-15) DBの照明に関して、無停電運転保安灯となっているが、11条では運転保安灯もDB設備（「作業用照明」）としてエントリーしているため、総称とすべきか検討の上、適正化すること。その他資料全般について見直すこと。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	女川同様、総称で記載することとしたが、「中央制御室照明」は定義されていないため、10条の記載に合わせ、「中央制御室の照明設備」と記載した。 その他の箇所についても確認を行い、59条資料にも反映を行った。	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 7. 0）』 p. 26条-9 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）』 p. 26-15	
230221-19	35	まとめ26 条-別添1-43) 図の上に記載の照度に記載してある作業用照明照度と無停電運転保安灯照度について、DG給電・無停電運転の違いが分かるように記載を適正化すること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	図2. 5-2に記載の作業用照明照度と無停電運転保安灯照度について、ディーゼル発電機給電・無停電運転の違いが分かるように記載を適正化した。	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 7. 0）』 p. 26条-別添1-43 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）』 p. 26-別添1-63	
230221-20	36	PPT10ページ) 構内監視カメラの電源は常用系からのみで問題ないか、先行審査実績を踏まえて説明すること。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	構内監視カメラは耐震Cクラスの設備であることを踏まえ、常用系電源からのみの給電で問題ない。 本設計方針は先行電力と同様である。	第472回ヒアリング 資料5-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 7. 0）』 p. 26条-別添1-15 第472回ヒアリング 資料5-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 7. 0）』 p. 26-別添1-17	
230221-24	37	PPT 18ページ) 設計基準事故時の被ばく評価結果の表はP19と同じメッシュで記載すること。具体的には、項目名は30日間の被ばく線量であることを記載すること。内部と外部被ばくを分けて記載すること。最大線量となる原子炉冷却材喪失の結果のみを記載すれば良いため、蒸気発生器伝熱管破損の結果は不要である。	R5. 2. 21	回答済	R5. 3. 15 ヒアリング	設計基準事故時の被ばく評価結果の表について、評価期間を記載し、内部被ばくと外部被ばくを分けて記載した。また、蒸気発生器伝熱管破損の結果については掲載せず、線量の高い原子炉冷却材喪失の結果で代表する構成とした。	第472回ヒアリング 資料6『泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第26条（原子炉制御室等）技能1.16／第59条』 p. 20	
230315-17	38	PPT12, 19ページ) 今回は設置許可基準の審査であるので、技術基準の適合性となっているものについては記載を適正化すること。	R5. 3. 15	回答済	R5. 4. 13 審査会合	設置許可基準規則への適合性を説明する記載に見直した。	第1135回審査会合 資料2-2-1『泊発電所3号炉 技術的能力審査基準及び設置許可基準規則への適合状況について 第26条（原子炉制御室等）技能1.16／第59条』 p. 5, 12, 19	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。

ID	No	コメント内容	ヒアリング日	対応状況*	回答完了日	回答概要	資料反映箇所	積み残し事項の回答予定時期
230509-06	39	資料8-2 比較表26-40, 26-別添1-20) 地滑りの監視に関して、添八の範囲にどのように記載すべきか検討の上、説明すること。 モニタリングポストは6条の基準適合の観点である代替設備により機能確保するという事とは分けて、26条は中央制御室から自然事象（地滑り）を監視することが基準適合上必要であり、別添で示している方針と関連付けてどうあるべきか整理して説明すること。	R5. 5. 9	回答済	R5. 6. 14 ヒアリング	比較表26-40の添付八の範囲において、気象観測設備等と公的機関からの情報で把握する自然現象等として地滑りを追記するとともにその他自然現象等の対象も具体的に記載した。 また、比較表26-別添1-18の地滑りの監視の考え方に関する文章からモニタリングポストに関する記載は削除し、地滑り、土石流及び急傾斜地の崩壊は誘因となる降雨や地震の状況を気象観測設備や公的機関等からの情報で把握することを追記した。併せて比較表26-別添1-20の項目を「監視カメラにより把握可能な自然現象等」から「中央制御室にて監視可能な自然現象等」に変更し、「表2. 1-4 監視カメラ以外の設備等により把握可能な自然現象」を追加して、比較表26-40の添付八の範囲に記載した把握手段と関連付けた。	第534回ヒアリング 資料2-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 11. 0）』 p. 26条-24, 25 p. 26条-別添1-18, 20 第534回ヒアリング 資料2-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等）比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 11. 0）』 p. 26-40 p. 26-別添1-18, 20	
230614-01	40	資料2-1 26 条-別添1-20ページ） 構内監視カメラで地滑りによる発電用原子炉施設（モニタリングポスト）への影響が監視できないことについて、監視可能としている先行プラント（柏崎、島根）との差異を規則要求も踏まえた上で整理し、説明すること。	R5. 6. 14	本日回答		規則要求は「発電用原子炉施設の外の状況を把握する設備を有するもの」であり、規則解釈は「原子炉制御室から、発電用原子炉施設に影響を及ぼす可能性のある自然現象等を把握できること」であることから、モニタリングポストに影響を及ぼす可能性のある地滑り状況は、地滑りの誘因となる地震及び降雨の状況を気象観測設備と公的機関からの情報等で把握する方針としていた。 しかし、先行プラントは地滑り箇所を監視カメラで把握可能であること、監視カメラであれば直接的に地滑り状況を把握可能であることを踏まえ、画角範囲外となっていたモニタリングポスト付近の地滑り箇所を視覚的に監視可能なよう新たに2台の構内監視カメラを増設し、画角範囲内に収めることとした。 ・堀株守衛所付近 ・茶津守衛所付近 また、増設する構内監視カメラの映像イメージ（地滑り箇所）を「図2. 1-1 中央制御室における外部状況把握のイメージ」に追加した。	資料1-1『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 第26条 原子炉制御室等（DB26 r. 13. 0）』 p. 26条-24, 35 p. 26条-別添1-10, 11, 13~15, 17, 19, 20 資料1-2『泊発電所3号炉 設置許可基準規則等への適合状況について（設計基準対象施設等） 比較表 第26条 原子炉制御室等（DB26-9 r. 13. 0）』 p. とりまとめた資料-1 p. 26-40, 66 p. 26-別添1-13~20	

*：検討状況・方針等のみをご説明の場合は、「一部説明」という用語で識別する。